

文教厚生常任委員会会議録

[平成22年 5月27日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成22年 5月27日
午前10時00分 開会
午前11時43分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
委 員	小 島 一

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清
健 康 福 祉 部 長	郷 直 也

教 育 部 長	奥 村 智 司
市 民 生 活 部 次 長	細 川 貴 弘
健 康 福 祉 部 次 長	藤 本 政 春
教 育 部 次 長	岸 上 敏 之
市 民 生 活 部 市 民 課 長	塔 下 佳 里
市 民 生 活 部 税 務 課 長	藤 岡 崇 文
市 民 生 活 部 収 税 課 長	垣 本 義 博
市 民 生 活 部 生 活 環 境 課 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 福 祉 課 長	鍵 山 淳 子
健 康 福 祉 部 長 寿 福 祉 課 長	小 坂 利 夫
健 康 福 祉 部 保 險 課 長	馬 部 総 一 郎
健 康 福 祉 部 健 康 課 長	中 濱 素 三 子
健 康 福 祉 部 少 子 対 策 課 長	福 原 敬 二
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	片 山 勝 義
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	三 谷 高 資
教 育 委 員 会 人 権 教 育 課 長	大 谷 武 司
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 文 化 振 興 課 長	橋 本 浩 嗣
青 少 年 育 成 セ ン タ ー 所 長	高 辻 隆 雄
清 掃 セ ン タ ー 所 長 兼 衛 生 セ ン タ ー 所 長	細 川 協 大

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について……………	4
(1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について	
(2) 人権施策について	
(3) 税の賦課徴収について	
(4) 医療体制と健康づくりの推進について	
(5) 青少年の健全育成について	
(6) 福祉対策について	
(7) 介護保険と高齢化社会対策について	
(8) 生活環境の整備推進について	
2. その他……………	38

Ⅲ. 会議録

文教厚生常任委員会

平成22年 5月27日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前11時43分)

○楠 和廣委員長 皆さんおはようございます。

本来ですと、薫風かおる好季節というところでございますが、今年は異常気象、気温と
いうように象徴されます今日の天候の中、文教厚生常任委員会の開催に対してまして、
委員さん、執行部の皆さんの方々におかれましては、定刻ご出席をいただきまして、あ
りがとうございます。

只今より、文教厚生常任委員会を開催させていただくわけでございますが、その前に執
行部からご挨拶がございましたら。

副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

今日、市長は公務のため欠席させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

今、委員長からもお話がありましたように、不順な天候でございまして、今日なんかは
寒いような感じもいたしますが、今年は冬から夏、春を通り越すというような、この間
テレビでも言うておりましたが、ほんとうに春というのがあんまりなかったんかなあと
いうような思いもいたしますが、体調管理にはお気をつけていただきたいと思います。

過日は臨時議会ということで、20日に開かせていただきました。おかげをもちまして、
5月25日に神戸地裁で和解が成立いたしました。

まもなくその和解調書がこちらに参りますが、和解調書を受け取って、所有権移転を完
了すると。所有権移転を完了した後、こちらから支払うべき金品を支払うということに
なっております。今後はあそこの整備をどのようにしていくかというのが問題になっ
てくるわけでございますが、県ともよく相談しながら、一般の市民の皆様方に開放でき
る公園のようなものにしていきたいという気持ちで取り組んでおるところでございま
すので、引き続きご支援をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

今日は文教厚生常任委員会の所管事務調査ということでございますので、どうかよろし
くお願いを申し上げたいと思います。

○楠 和廣委員長 ありがとうございます。

机上配布の所管事務調査に入るわけですが、その前に教育長より報告の申し出がありますので、許可します。

教育長。

○教育長（塚本圭右） 過日中学生逮捕という報道がなされ、ほんとうにご心配をおかけをいたしました。そのことについてご報告を申し上げたいわけですが、この報告についても子供の権利保護の観点から、その生徒が特定されないようなかたちで皆様方にご報告すると、ほとんど新聞をなぞる程度の報告になってしまうことを、まずお許しをいただきたいと思います。

5月12日に神戸新聞において、南あわじ署は、10日夜、暴行の疑いで南あわじ市に住む中学3年生を逮捕という報道がなされました。

これは5月10日、給食準備中に1年生のフロアーにいた3年生を注意したというところから端を発して、3人の教師が関わった。これは報道で知らせていただいておりますように、頭突きとか、いろんなことがあったということの事実で逮捕されたということでもございます。

ただ、これだけで逮捕に至ったということについて、少し厳しいのではないかなと思われるのですが、それまでには1年、2年いろんなかたちでの行動の積み重ねがあったということでもございます。

現在その生徒については、定められました拘留期間が過ぎまして、今現在自宅謹慎ということになっております。

特に逮捕に至ったまでの件ですけれども、いろいろと学校においては指導もして参りましたが、なかなか学習能力そのものに少し欠ける点もあったということでもございます。

今後、家裁が何日か後に開かれると思うわけですが、これにおいて処分が決定されるということをおもっております。

ただ、決定がなされても生徒保護者、家庭の状況そのものを考えますと、やはり今後に大きな課題を残していることも、我々としては今後の十分な対策を、指導を考えていかななくてはならないのかなということをおもっておりますけれども、全力を尽くして、この件の解決のために努力を重ねて参りたいという程度のご報告にとどめさせていただきたいなと思います。

さらにいろんなことが十分に分かりますと、また報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 教育長の報告が終わりました。

それではただ今より、所管事務調査についての審査を行います。

机上配布の書類にて進めて参りたいと思います。

お諮りします。この所管事務調査については1番から8番までありますが、一括で審査を進めて参りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○楠 和廣委員長 それではそのようにさせていただきます。

それでは質問のある方。

小島委員。

○小島 一委員 今、教育長のほうから先日の暴行の件で報告があったんですが、おそらくずっと今までの積み重ねということであろうと思うのですが、他の学校での、我々の目で見たり耳に入ってくるというのは、かなり結果として出てきてからというのが多い。

学校内の非行・暴力であるとか、そういうようなことの状況とこういうことを踏まえた上で、今後どのような指導をとっていくのか考えがあるようでしたらちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 今現在、それぞれの学校においてもそういう行為についてはかなり落ち着いた状況にあると、我々は思っております。

またいろんな課題ができた時点においては、特に生徒指導の検討、要するに協議会の中でいろいろと協議をされ、それぞれの知恵を絞りながら、生徒指導に努めておるのは現状でありまして、特に県のチームやいろんなチームの力も借りながら、課題解決そのものをやっていくというのが今の手法でありますし、一つことが起こりますと、それぞれの生徒に与える影響が大きいということで、出来る限りそういうものが発生したら、

全力を挙げて、解決に努力をしているというのが今の現状であるという程度にご報告をしておきたいと思えます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 昨日もテレビで、そういう親の問題について、番組があつて見ていたんですが、親のここ10何年か前から学校に対する無理難題を言う親とかが増えていると。子供を教育する前に親の教育をしないといけないというふうな現実が実際にあるように思えます。

それと中学校時代は無事に過ごしても、中学校を出て、高校1年、2年生ぐらいに、今現在でもあるんですが、不良行為、暴走であつたりというふうな暴力事件であつたりということが、非常に今現在も南あわじ市内でやっておる連中がおります。

それにその兄弟なり、友達なりで、現役の中学生もある程度関わって、それが将来のそういう非行行為につながるというふうな部分が非常に多いのが現実にあります。

それを、付き合いをやめさせる手立てというのは非常に難しいとは思いますが、やっぱりそこらを地域、家庭、学校を合わせて、もっともっと教育していく必要があるかと思うのですが、この辺についてはどうですか。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 非行を行う子供とモンスターペアレントの関係はほとんどイコールかという、モンスターペアレントの家庭が、要するに非行生徒の家庭かといえれば全然違う分けですね。モンスターペアレントはペアレント。非行そのものについて、子供の管理監督能力がない家ということになろうと思えますけども。

昨日も多くの方々がそのテレビを見られたと思うのですが、それに近い方もかなりおられること。それにかなりのエネルギーをそれぞれの学校で費やしているというのが現状だろうと思えます。

本市に限らず、他市においても、やはり新任の教師方がそういう人達につぶされて、教師そのものをあきらめてしまうような、そういう現状も、やはり島内の他市のところでも出てきているというのが現状であるわけですが、それにはやはり教職員全体がこぞって、その問題を共有しながら関わらないと、その人だけを孤立してしまうことにしたら、

いつの間にか先生は、それこそ先生としての能力を失ってしまうということになるので、そういう点について、それぞれ校長会、教頭会の中で、特に新任教諭やいろんなことの中で、今の時期を十分その先生方の話を聞いてあげたり、点検をしてあげたりということで、そういうことの努力は常にやっておるのが現状ですし、校長もそういうことには十分に配慮をしながら学校経営をしていただけるということを考えております。

○楠 和廣委員長 他に。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 関連ですけども、切り口を変えて質問させていただきます。

ハインリッヒの法則というのをご存じの方もおられるのかと思うのですが、これはアメリカの学者で労働災害の確率・発生の法則ということで、簡単に説明しますと、1つの重大な事故、取り返しの付かないような事故が発生すると、その裏側には29のかすり傷程度の災害があると。その裏には300の「ハットヒヤリ」ということがあるという法則で、よく交通事故とかの教育によく使われるので、専決で再発防止をうたわれる副市長などはご存じかと思うのですが、学校教育に適用できるかという疑問もあるんですが、今回、非常に重大な事件が発生しております。

その裏には確率では29のいざこざがあったと考えられます。その裏にはハットヒヤリという言葉のやりとり等のこともあったかと思えます。

その時点で、教育委員会として今回の事件が発生するまでの300の事件については学校に把握していただくというようなことでいいかと思うのですが、その29の小さないざこざをどこまで把握していたかと。またどこまで報告を受けていたかというようなことですけども、その辺はいかがでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 今言っておりましたように、29、300というものが、これはそういうことには値しないのではないのかなと思います。

ただ何件かの事件ということについては我々は、それに関連したことについては十分に把握しておりますし、それ以外の学校においてのいろんな報告は、小さな事まで全部我々としては報告を受けるということは怠っていない。

これは県に対してもそういう、いろんな生徒指導上の問題点については喫煙や暴力行為や、要するにいろんな項目について報告する義務があるということなので、それぞれの調査を常にやって、報告もしておりますので、それは十分把握しているということでご理解いただきたいと思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 「なかなかその法則が」ということなんですが、今までの積み重ねということも教育長言われていたので、いきなり逮捕ということではないと思います。それに対しての具体的な学校あるいは教育委員会としての方策は打ってきたのか。内容については結構ですけども、その辺についてはどうですか。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） これ以上の説明というのは少しできかねるわけですが、何件かあったというのは、やはり課題のある子については、そういうことが中学校の時代ではなくして、小学校の時代からあるわけですけども、そういうことを表現したわけでありまして、ただ1年間通して数限りなくあったのかといえばそうでもないわけですし。そこらについては、都度、指導そのものをしているということで理解いただきたいと思います。

○楠 和廣委員長 他に。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 学校のことが出たのでついでお聞きするのですが、クラブ活動のありようについて、ちょっとお伺いをいたします。

この間歯医者に行っていたら、高校生の子が治療に来ておる。隣で先生と話をしているのを聞いていたんですけども、いわゆる「プロを目指すんだったら、歯をしっかりと常にお医者さんに見てもらえ。歯を失ってしまうとプロの選手になれないぞ」と。サッカーに堪能な歯医者さんが一生懸命、その高校生に歯の治療をしながら教育していた。

聞いておって、なるほどと思ったんですが、いわゆるその話の中で、クラブの休みが月

1回。それも日曜日。団体競技なので、練習から抜けると、ずいぶん先生や友達に気兼ねをして、なかなか休めないというふうな話を聞きました。

歯医者さんも週に1回ぐらいはクラブ活動をお医者さんの診察日に合わせた休みの取り方でも、私もそんなことを、提唱をしているんですが、なかなか取り入れる学校、あるいは現場の先生方がなかなかいないという話をしていきまして、それを聞いていて、当たり前のことだと思っていたんですが。

今、子供に対する我々の見方としては、有名な大学へ行かれる。そういう子供にも手をたたいている。逆にプロの選手になったり、オリンピックの選手になることにもごっつい手をたたいて賞賛している。どちらも取り方があると思うのですが、そういうふうな、現場の有りよう。

また私も主将をしている一つの団体があって、社会に対するありようについて、それにボランティアとして参画をするような事業をこしらえるんです。それがいつも日曜日になるんです。

これ中学生なんです、今回あって、現場の先生と一回話をしないといけないとは思っているんですが、いわゆる中学生でさえ、1ヶ月に第2日曜だけが休みやというふうに言っていました。

そのボランティアをしようとする社会参加をさせようとするのに、日曜日になる。第2日曜日でない。クラブを休めないので参加できないという話を聞いておるんですが、それも同じことなんです、子供の教育ということから言えば、学校教育だって社会教育だってトータルで教育は考えていかないといけないと思うのですが、そういうクラブ活動のありようについて、改善できる要素というのがどれくらい期待されるのかお聞きをします。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 今、お話されたように、中学生の部活動につきまして、運動部が主かと思いますが、月に第2日曜休むということと、それ以外にもう1日休みましようということで、淡路の中学校体育連盟の申し合わせで動いておるといような事実はあろうかと思いますが。

各部の顧問の方々が非常に力を注いで部の指導に携わっているかと思うのですが、やはりそこに大会の勝敗というふうなものが関わってくるというような中で、加熱しておる。

行きすぎたような取組といますか、そういったものもあるのかなと思います。

その改善の見込みというふうなお話なんです、指導者の立場でいくと、横並びで上から定めがあって、こんなふうにしか取り組めないというふうになれば、そのルールに概ね従ってというようなことになるのかなと思うのですが、自主的であったり、各学校の主体性というふうなもので、週に1度、そういうクラブ活動の休みの日を設けるというふうな方向はなかなか難しいのかなという気はいたします。

従いまして、歯医者での治療のお話をいただいたわけなんです、医療機関にかかるというふうな日の設定。1週間通して活動をしてきて、休養を取るようなとかいうような、いろんな意味を込めて、上からの定めというふうなもので、取り組んでいくと進む可能性もあるのかなあというふうなことを思います。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 淡路の中体連の取り決めによって練習の時間を決めている。あるいは練習の日程を決めているとかいうふうな問題ではなしに、それぞれの現場の先生方の考え方にはずいぶん左右されると思うのですが、まず南あわじ市として、教育を取りまとめている教育委員会としては、子供の教育に対して、勉強することもしっかり、体育をすることもしっかり。

その体育だけでいうならば1つの種目だけしか経験がないのですが、いわゆる365日ぶっ続けでやっても、そういう代表選手になられない子はならない。1日おき程度にやっても素質のあるものはそういうひとつの代表選手にもなれていっている。

もちろん私も知っているのですが、奥歯がなかったら、ここ一番のときに力が入らないのよな。歯医者さん言われていることであるほどと思ったことは、そのとおりであって、個人競技のときは、いわゆる自分自身も勝手にクラブを休んで歯医者さんに行ける。

団体競技をしているときは、なかなか1人が欠けることによって、チームプレーができないとかいう、休みたいのに言うのがどうもということで休まずに、無理やり練習をしておるというふうなことがらもあるわけなんです。

教育委員会として、それぞれの学校に対して、そういうふうな指導もされておと思うのですが、ちょっと今の状態を見ていたら、学校教育の中でそこまでやらないといかないのかなあという思いを痛感するんですが。

そこらはどうですか。土曜も日曜もないクラブ活動が延々と延長してやっておる。それ

なりの事情があると思うのですが、そこまでやらないといけないのかなあという。

これは変えていくのは教育委員会。もちろん教育委員がおるわけですから。今、南あわじ市の子にどんな、先ほどほかの委員の話もあったんですが、どんな人間にしたいのかなあ。その観点に立って、学校の教育も当然もあるべきだと思うのですが。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） どのような子供にということになりますと、たくましい体、そして健全な精神。そして確かな学力というようなかたちになろうかと思うのですが、特に近年になって、県そのものもですし、それに追隨して我々も教育委員会としては、それぞれ学校のノー残業デー。クラブ活動の休部日そのものについては、それぞれ各学校において取り組むようにということで、いろいろと試行、そのものを学校長の判断において行っております。

そういうことで、まず歯の問題からそのような話が出たわけですが、確かに大事な、要するに体の一部分でありますし、要するに運動についてはマウスピースを必ずしないとイケないスポーツというのがいくらかあって、さらに、そういうことが必要とされないスポーツにおいてもマウスピースを使うというのは個人的な歯の健康、そしてまた体力そのものを維持、そして力を出すためには歯を守らないといけないという、その個人のいろんなかたちにおいて、そういうことがなされると思うのですが、それぞれのクラブにおいて、歯の治療のための休み日ということではないですけども、それ以外にクラブ活動から離れて、自分を見つめる日ということで、そういうことを奨励をしておるのですが。

先ほど課長も言っていましたように、せっかく設けた中でも、大会行事とそのものと重なって、その日が大会でつぶれてしまうということが、そういうことが実施できないという件。重なってしまって「年中ここまでやらないといけないのかなあ」、さらに平日の練習日においても「これだけ遅くまで」ということが父兄の中からも出てきますと、それらにおいて、いくらか練習時間が改善されたり、いろんなことが学校現場で行われていることは確かであります。

特に季節において、子供たちを安全に下校させるためにはこういうことに配慮しなさいということも学校そのものには言っているわけですが、これらの取り決めについては、今後、十分に検討をしていかななくてはならないということは今、思っておりますし、今

後、それぞれの学校担当者において検討をさせたいなと思っております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 歯医者さん1人の考え方の発言だろうと思うのですが、よくよく考えてみると、天の声やというふうな受け止め方をされて、一回、クラブ活動に対する考え方をもう一度再考してはどうかというふうに思います。

提言しておいて終わります。

○楠 和廣委員長 他に。

登里委員。

○登里伸一委員 今日、午後1時から、気象警報のやり方が変わるということをご存知だと思います。

これは防災の関係ということではありますが、学校の対応等についてお聞きしますので、お許し願います。

気象庁はちょうど、5月27日、本日の午後1時から、全国375箇所あった地域を1,777の市町村に警報を出していくということになりました。

それで、これから今まで豪雨が増加してきておるのですが、集中豪雨的なものが、これからもっと増加するという長い先の予測からするのであります。

兵庫県内でも阪神、淡路とかしておりました県内8地域から、41市町にそれぞれ出てくるということになります。これによって、一番対応を迫られるのは学校現場であると思うのであります。

私、前にも警報等が出たときに普通のテレビでは見逃して時間がなかなか出てこないということがあるので、さんさんネットで対応できないかということも申し上げましたが、これまで2005年に気象庁が始めて、いろいろ内容を検討してきたんですけども、教育委員会や学校から非常にたくさん問い合わせが来ているということが新聞に出ていましたので、現状では学校の対応をどのように考えてやられるのかということをお聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資）　　これまでの警報発令時の対応ということでお話をさせていただきますと、児童生徒は朝7時の段階で、それに該当する警報が発令しておれば自宅待機ということになります。それが兵庫県、県の南部、淡路島というふうな区分けになっておったかと思います。そういう対応で自宅待機というふうなことで、対応して参りました。

先ほどおっしゃられたように、各市で警報が発令されるということに変わるということで、過日、小学校の校長会等がございまして、そこでも話題になりまして、市教委から緊急時の対応というふうなことで、それぞれ文書を出しておるんですけども、その中の1つに警報発令時の対応というというようなこともあるわけですが、そこに市単位で警報が発令されるということ盛り込みまして、現在つかんでいる情報としましては放送のNHK、サンテレビについては、市単位の警報発令の情報を流すということ聞いております。

それによって、ケーブルネットワーク淡路のほうもそういう対応をいただけるのかなというふうなことも考えておるわけですが、要は市独自の警報発令の情報を得て、対応していくというふうなことに、これからなっていこうかというふうに考えております。

○楠　和廣委員長　　登里委員。

○登里伸一委員　　お話を聞きまして、いろいろと対応を相談されてやっておるということで、大変心強く感じました。

前にも申しましたが、さんさんネット、ずっと商品の紹介をしたり、いろんなことを24時間のほとんどをやっているような状態なので、なんとかこの字幕だけでも下にでも上にでも出して、警報で休校であると。どこが休校になりましたというのを流すような方法ができないものだろうか。

それは私が住民から言われまして、そういうことはできないのだろうかということで、前にも質問させていただいたんですが、丁度、答える立場になる方がおいでないので、どうか教育委員会のほうからもそういうことを申し上げていただきたいということを希望だけしておきます。

続きまして、よろしいですか。

実は、昨年のお話になるのですが、文科省が全国の小学校の5年生と、中学2年生、約1

91万人が参加した、全国体力・運動能力、運動習慣等調査。いわゆる全国体力テストという結果表が出て参りまして、状況的には第1回の調査と、前年度の調査とほとんど変わらなかったと。ピークも1985年に比べますと、著しく低下している結果が出ているということでもあります。

ちなみに、この兵庫県を見ますと、中学2年生の男子は全国の40番目。女子は30番目。小学5年生男子が34番目で女子が39番目であるということが出ております。

前にニュースを見ておりまして、大阪府がなかなか、これは全国学力テストと同じ状況にあるという状況にありまして、橋本知事が嘆いておりましたけども、来年からは民主党の事業仕分けで大幅縮減されるということで、学力テストと一緒にような状況になって、全国の状況が分からないと思いますが、本市の体力テストについては結果どうだったのか、それからお聞きしたいのですが。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） この新体力テストということで、参考までになんですが、実施されておる項目ということで、8項目ほど挙げられておるのですが、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げという項目のデータを挙げて、体力、運動能力というものの測定をしておるということになるのですが。

昨年度の市の記録というふうなことで、今、手元に持っておるのが小学校の記録ということになるのですが、小学1年から6年までの男女のそれぞれ、今申し上げた8項目の記録が全国、県、淡路地区、さらに南あわじ市ということの区別の表になっておるのですが。

一概に良好であるとか、劣っているというふうなことは言えないのですが、何年生のどの項目がどうであったというふうな表現になろうかと思えますけども、例えば高学年で見ますと、6年生の男子で例えば長座体前屈が劣っておる。反復横跳びが劣っておるといふような結果があります。

同様に小学校の6年生の女子も先ほど申し上げた2項目については劣っておるといふような項目が見られたというふうなことがございます。

あと、個々に見ていけばそれぞれ良好な部分もありますし、やや劣っておるといふような項目もございます。

ということで、一概に体力が低下してきておるとい傾向であるといか、その動向の
ようなものは何年間かの結果を積み重ねないと、一口には申し上げられないかなと思
うのですが、幼稚園の園児、保育所の園児、小学校、中学校といもの長い範囲で体力
をどう養っていくのかといふうなところが課題にはなるのかなといふうに思います。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そういうテストをして、結果的なものの分析等は、今のぐらいのこと
ぐらいしか分からないのでしょうか。

だいたいこの辺の何番目ぐらいにうちはおりますよと。全国の各都道府県のもが出て
おまして、80点満点の何点であるといふのまで出ていますから、この辺でおりました
といふうな、まずそれでも分かりましたら。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 誠に申し訳ないのですが、私、今の手持ちの資料ではそ
ういふ全国の中でどういふ位置であるといふものはございません。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 識者、大学の教授等の話によりますと、学力調査と合わせて、体力向
上が学習意欲の向上には繋がるといふことが分かってきたといふうにコメントが出て
おまして、1位がやはり福井県であると。男女小学校、中学校とともにね。

2位が秋田県が入ってくると。こういうことが学力だけじゃなくて、体力もテストして
みたらそうだといふようなことになると、やはり一つの視差があるのではないかと
考えます。

そういう点につきまして、教育長の見解を求めたいと思います。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 上位におります、要するに福井、秋田そのものはそういうこと

が表現されるわけですし、前にも一般質問でもそういうお話をいたしました。

ただ沖縄なんかは学力が一番下なんですけど、体力はそうでもないという結果も出ているんですね。

それと先ほど言われていたように、要するに兵庫県そのものの全体で言いますと、小中女子、そのものについては全国平均以下であったということの表現にしか今の段階ではできない。先ほど言っていたように繊細な報告ということになりますと、皆さん方でそのデータをお読みいただいて、個々にそういう評価をしていただかないとならないような。

また、全国平均を上回っているようなことは皆無であったということも1つの報告の表現の1つになっておると思います。

そして、これを解消することについては、今、いろいろと取り組まないとならないのですが、これは学校そのものにスポーツをやらせるというよりかは、子供たちが外で遊ぶことが、だんだんだんだん少なくなっておる訳ですが、そういうことに関してはやはり学校だけでなくして、家庭の中で、子供を外に出してあげる。必ず出て、そういう運動なり、散歩なり、いろんなことが、遊びができるという習慣、そのものをつけていかなければこういうものについて、体力向上を図れない。

さらに、都会より田舎の子供たちのほうが、何かしら体力そのものが落ちてきているという表現をいくらかの表現の中であるということも、この結果から見られるんじゃないかなと思います。

以上です。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 体力も学力もだいたい一致してくるとなりますと、やはり対策的なものを考えながら、例えば福井県ではこのように、1963年度から県独自の調査基準を作って頑張ってきてというようなことも出ておりますので、将来的に、もちろん親は学力があることを望むのですが、学力も体力も方向的に同じだとなりますと、これからも児童生徒の体力向上と学力向上に精進いただければと思う次第です。

以上で終わります。

○楠 和廣委員長 他に。

中村委員。

○中村三千雄委員 1年に1回住民検診が行われる、日程的に決まっておるわけですが、やはり住民検診が、市民が参加すればするほど、自分の健康はもちろんです、健康保険とか、医療費とかについては、事前に、自分の健康を知っておけば安くなるし、市全体も財政的にも助かっていくというようなことが今まででも論議があるわけですが、今年、住民検診の申し込みというのは何件ぐらいあるわけでございますか。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 4月1日に申込書を配りまして、一応、4月12日に閉めているんですが、現在まだ帰ってきている分もありますので、全部の集計についてはまだまとまっていません。

ただ昨年並みというようなことにはなっております。

一応、集計して、発送につきましては、集計していただくところから、直接発送していただくということしております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 昨年並みということは全体で受診率は何パーセントになるわけですか。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応、町ぐるみ検診はすべての検診の総称ということになっておりますので、特定健診というのは、国民健康保険の受診者に対する健康診断ということになってきます。そういう検診になりましたら34%です。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ということは約3分の1と。国民健康保険の関係で受診者3分の1

ということですね。だいたい毎年。受診率は。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 平成20年の4月に法律改正がありまして、各検診につきましては、医療保険者が実施するということになりまして、検診の主目的が生活習慣病予防ということになっております。

対象になりますのは、19歳から64歳。一応74歳ですね。後期高齢者の手前までが特定保健指導を実施できる対象ということになっておりますので、その部分につきましては、34.9%ということで、兵庫県内でだいたい13番目ぐらいになっております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 私は県内13番目とか順位じゃなくて、一人でも多く、いかにして受診をしていただくという努力をしなければいけないのではないかと。

前年並み30%とかでなしに、健康は個人が管理をしないといけないのですが、そういう機会というのを市が作っておりますので、もう受ける人はずっと受けているんですが、受ける人は毎年受けていると思います。

新しい人といったら受けなくても健康でいいんだというようなかたちで、ずっと見ておりますと、新規に受ける方というのは案外少ないわけですね。それらをいかに掘り起こすというか、受診していただく努力をすべきであるという考えを持つんですね。

ということは、1度受けたらまた来年受けようかという気持ちになるんですが、今の状況からいきますと、「受診率は安定」といったらおかしいのですが、そういうようなことで、安定しているように思いますので、そこらを今、どのような考えの中で対応していこうとしておられるわけですか。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 一応、本年度につきましては、できるだけ、新規受診者を増やしていただくということで。

昨年は25日であった検診日を3日間伸ばして、28日にしております。昨年は土曜日

は3日しかなかったんですが、今年は5日間というかたちで、土曜日数を増やしたり、それから子宮がん検診と同時に受けられるようなシステムを組んでいたり、去年は家族がバラバラになったというので、一昨年は家族が一緒だったので、それに対する苦情が非常に多かったということで、今年はまた一緒にして、自由に変更できる時間帯を設定しているということで、こちらで期間にできるだけ多くの方が受けていただけるような工夫はさせてもらっています。

それから受診料金でございますが、一応、以前に比べて受診料金が個人負担額が増えてきています。ただし、これは自分で検診を受けに行けば、この3倍はかかるということで。その7割については、市町村が補助しているんですよということをできるだけ認識していただくということで、申し込みをとる際には、安く受けられるんですよということを少し申し込み用紙というか、受診勧奨用紙の中には加えさせてもらっています。

それと国民健康保険の保険者のほうから対象になっている方につきましては、受診券を別に発送して、あなた方が受けられるんですよということを再度勧奨しております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 努力は本当に理解もし、ご苦労さんと思うのですが、やはり先ほど言いましたように、自分の健康は自分ですけども、こういうようなことを市が行政がやっておるんだということを周知徹底することによって、「行こうか」ということになると同時に、私も沼島の件ですが、沼島、いろいろ漁期、休み以外に受診がきておったので、なんとか考えて欲しいというような話もあって、それはすぐに対応していただいて喜んでおるのですが、その中で変えた以上は住民挙げて行くようにしていかないとならない。せっかく日程を変更して受けやすいようにしても行かなかったら駄目ですよ。あとは住民の責任で必ず行くような地域でそのような盛り上げを持っていただきたいなあという話もずっと続けておるのですが、市全体としてもやっぱりそのときに行こうかと思っても、都合が悪くていけないということもあると思いますので、まだ締め切っていないそうでございますけども、急遽その日に行っても即受けられますよというような対応もしてあげればいいのかと思うのですが、そこらどのように考えておられるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 町ぐるみ検診は特定健診とか、がん検診とか、そういったものが一緒に全部受けられるようなセット検診というなかたちにしております。

ですから、できれば申し込みにつきましては、前日までにご予約いただければ、そういった個別の受診票を出すこともできるのですが、当日は非常に会場が混雑しますので、やはり間違いの元ということですので、前日までにもし受けられる方は必ず、お電話していただければ準備はさせてもらっておきます。

それで沼島の方には非常にご迷惑をおかけしたのですが、変更した日のほうが良い方もおれば、また変わった日がいいという方もおりますので、それにつきましては、灘の方からバスが出るというかたちは、とらせてもらっています。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 いろいろそれぞれ行政としては、100%が難しいにしても、こういうような事業は、いい事業でございますので、鋭意PRしていただいて、できるだけ多くの方が受診できるように努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○楠 和廣委員長 審査の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は11時10分からよろしくお願ひします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時10分）

○楠 和廣委員長 再開をいたします。

それでは質疑のある方は。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 教えてもらいたいことがあるので質問します。

自治体国際化協会というものに負担金を出しております。

一般予算書で言いますと、187ページに負担金として載っておるのですが、この協会の負担が外国人講師招致事業費というなかにあります。

具体的に協会はどういうことをしてもらっているのか教えてください。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほどの負担金の件でございますが、実は中学校の外国人講師を毎年毎年契約のなかで来ていただいておりますが、その外国人講師、今現在4名来ていただいておりますが、その先生を斡旋していただくというようなところで、自治体国際化協会に関わっていただいております。

この事業、通称外国青少年招致事業、「JET（ジェット）プログラム」と通称言われているものでございますが、この事業につきましては、外務省、それから文部科学省、それから総務省、それからご質問のありました、財団法人自治体国際化協会が連携を図りながら、そういうふうな外国青年の招致事業を推進していただいているようなところでございます。

その事業をやっていただいて、そのなかで、外国人の講師を4名、現在4名ですが、斡旋していただいているのでございますが、その取り決めのなかで、こういった例えば渡航の費用負担金1名につきいくらというようなこと。それから、特別会費負担金1名につきいくらというようなところで負担金を支払いするというような取り決めになっておりました、支出させていただいているというところでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 自治体国際化協会ですけども、行政刷新会議の第2段で仕分け作業で取り上げられております。その影響ですね。外国人講師の招致等に関する事業仕分けの結果による影響というのはあるんでしょうか。まだ検討されていないのでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 事業仕分け自体、影響が出るのはこれから先に決定されるこ

とで、今現在どうこういうようなところまではまだ分からないのが現状だと思います。

宝くじの関係でございましょうか、事業仕分けというのは。ちょっと分からないのですが。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 宝くじからの分担金も一切廃止というふうに仕分けされておりますし、一律に、画一的に負担金を徴収するのは廃止。希望する自治体で再構築というふうな結果が出ていますので、おそらくそういう方向に沿った、文科省か外務省の組織の改編があると思うんです。

そういう点から見て、南あわじ市としてはどういう対応を考えていくことが想定されるかということです。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） この事業仕分けにつきましては、今現在そういうのが話がされておるといところで、決定がまだ若干先であろうかと、このように思います。

その決定を待った後で、具体的に今、対応をしなければならないのではないかと。それなりの準備は今からいろんな選択の中で準備はするのですが、最終決定は、その決定を待った後で、具体的に結論を出していくようなかたちになるのではないかと思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その結論とは別に外国人講師の招致というのは、これからも続けていこうという考え方でおられますか。

○楠 和廣委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 先ほど言われていた件については、JETプログラムそのものについて、完全廃止ということではないわけですし、さらに本年度、その影響が出てくるかといったら、それは出てくることは皆無であると、我々としては判断しておりますし、

これはやはり、外国語そのものの普及といいますか、子供たちに国際能力そのものをつけるためには、やはり引き続き行っていきたいと思います。

今、仕分けの話がいろいろと話をされておりますけども、第1次仕分けそのものでいろいろなことを言われましたけども、その影響もまだ確かではないわけですね。拘束力がない。制度そのものを今から作らなければその影響が出てこないということなので、ほとんど仕分けそのものについて、今、議論なり、いろんな情報を得なければならないという、そういうことは考えてはおりません。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 先日も新婚世帯の件で、担当課へ行ってお話を聞かせてもらったのですが、再度確認の意味でお尋ねします。

まずこの新婚世帯の家賃補助の要綱を見た中で、新婚世帯というのはいったい、いつまでを新婚世帯というのか、ご見解をお聞かせいただきたい。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 私たちの方では一応、概ね1年というふうな感じで見させていただいております。特に新婚世帯家賃補助のなかでは概ね1年というふうにご理解いただきたいと思います。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 1年以内に補助申請をしないとだめですよ。最大36ヶ月の補助金の限度として補助がありますということなんですけども、こうしたときにですね、例えば、結婚してすぐに申請した方は3年間。ぎりぎり申請した方は2年弱というなかで、同じように申請を忘れていた、いろんな事情で1年ちょっと超えたてしまった人が申請してもこれは補助が受けられないという部分が発生するわけですけども、これの3年というのは定住を目的とするということがあるんですが、その辺の杓子定規で同じ新婚、同じ時に結婚した方が、片方が補助金をいただいて、もう片方が申請の余地がないということが発生するのですが、そこらの考え方について、お聞かせください。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 基本的には申請要件というのが6要件あります。先ほど言っています、1年間の婚姻届以内。それから家賃の上限。それから夫婦の合計年齢。それから市税。それから家賃の滞納していない条件。それから年収等の諸条件の要件すべてがすべて整ったときにはじめて申請をしていただくというかたちになっております。

その申請をしていただいてから3年間、36ヶ月というふうなことになっておりますので、途中という考えはまったくありません。

その要件として1年以内というような要件をつけさせていただいておりますので、どこかで線を引く、申請主義ですので、その辺は難しいと思うのですが、そういうかたちで現在条例化させていただいております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 線を引くのであれば、やっぱり3年間の補助期間内ということが、ひとつ線になってくるのかなあと。

1年間を新婚と判断するのはいいのですが、当然新婚さんも2年目3年目になれば、今の言い方でしたら、新婚でないというふうに見なされるわけで、同じように諸般の事情で同居していたのが、別に借りたとか、Uターンして帰ってきたとかいう方もおられるわけで。9項目あるんですが、あまりにも運用の仕方が要綱がちょっと一般の人に説明するに際して、なんでそうなんやというふうな説明がしづらい部分があるんです。

この辺について、もっと弾力的な運用ができないものか、お聞きしたいのですが。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） まず要綱の件ですが、なんでもそうなんですが、行政評価なりを入れながら説明しておりますので、もう少しわかりやすいような要綱づくりとか、一般の方に見やすいような説明書なりを検討したいなと思っております。

運用につきましては、条例等の解釈とか、その辺のこともありますので、今後検討したいと思います。

条例ですので、改正になりますと、また時間がかかると思うのですが、今後検討すべきところがあれば検討したいと思います。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 個人的な考えなんですけど、36ヶ月、毎年の審査は必要となってきますけども、36ヶ月の補助の枠があるならば、それを限度として3年間補助をいただける人、1年しかもらえない人、6ヶ月しかもらえない人、いろいろ出てくると思うのですが、1年ですぱっと切ってしまうと、後同じ条件の人が後から知らなかったというかたちで言っても、おまえら遅いというやり方は平等でないのかなというふうに思うのですけども、副市長、これはどう思いますか。

○楠 和廣委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 先ほど説明しましたとおり、申請を、許可を出してから3年ということで、36ヶ月ですので、全員36ヶ月対象になっておりますので、意味合いが違うのではないかと思います。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 この際ね、3年なら3年、4年なら4年と、申請してからだけでも、僕ら思うんだったら、3年間補助してあげますと言うんだったら、婚姻届け日から3年なり、3年半なり4年で切ったらどうかというふうに僕は思うんですよ。

だからそういうことを言ったんですけども。あまりにも最初の1年にこだわりすぎて、結婚して2年目の人で、方や補助金先に申請している。方や出すのが遅れていただけないという。同じ2年目の人でこれだけの差が出てくるのはいかがかなと思いますので、ほしいという方がおられるはずなので。

その辺の考え方についてお聞きしているのですが、先日、課長と話しをしたときには、いろいろ説明を受けたのですが、僕自身納得いかないのです。こういうふうに質問させていただいているわけですが。

○楠 和廣委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） お聞きをしておりましたら、そういう方法もあるのかなという
ような感じもします。

ただ申請がそれでは、3年というものに伸ばしたときに、それ以降、3年目になったと
きに、2ヶ月しかいただけないという人があってもいいのかどうか。そこあたりは、一
回検討はしてみます。

ただ効果がある方法なのか、できたら我々としては早く新婚の家庭で、特に他の地域か
ら移っていただいて、子供さんを産んでいただけるというのを前提にしておったので、
そういうことをしましたが。一回検討はしてみます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 3年なら3年で切ったらいいと思うんです、一応新婚の条件は3年で
すよと。だから2年目で申し込んだらもう1年は補助が受けられますと。それはそれで
いいと思うんです。

それと、私がこれは聞いたのが、徳島で結婚して、籍を置いておいて、親元がこっちな
ので、こっちで籍は移したんやけど、神戸で住んでおったと。ある会社の社長から「お
まえ、南あわじ市に戻ってこいと。家賃の補助もあるよ」と。それで戻ってきて申し
込んだら駄目だったということを言われたので、こういう質問をしているわけで。

これは一般的に言ったら、先に質問したようなことなんで。誰でもが得心できるような
要綱に変えていく必要があるのではないかなと感じたので質問させていただきました。

○楠 和廣委員長 他に。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 婦人会のことをお尋ねします。

婦人会に補助が年間289万円補助をしておるんですが、今、市でつかんでいる南あわ
じ市の婦人会の構成ですね、人数的なことはどういうふうになっていますか。

○楠 和廣委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 今の婦人会の構成ということなんですが、緑地域については、今、会員がございません。三原のほうでは、約20名程度の登録がある。これについては役員登録ということで。西淡のほうでは、解散した地域もございしますが、700名程度の会員数がございします。活発な南淡地域では、約2500人の会員があるということでお伺いしております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 お聞きしますと、旧町でかなり構成員について差があるということなんですが、この補助金は一括して南あわじ市の連合婦人会に入っているんですか。

○楠 和廣委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 補助金につきましては、南あわじ市連合婦人会に一括で約290万円程度交付させていただいております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 かなり人数の配分が違うのですが、用途、各地域への分配の用途については、金額についてまではつかんでいきますか。

○楠 和廣委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） いったん市の連合のほうに入ってからからの分配でございますが、これにつきましては、婦人会長さんにお伺いしましたところ、一定の基礎といたしますか、均等割をおきまして、あと行事への参加率などを加味しながら交付させていただいているということでお伺いしております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 緑がゼロということと、三原が20名。役員だけというのは活動されているのでしょうか。その辺、疑問に思うのですが。

○楠 和廣委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 三原のほうの役員の20名というのは、行事とかいろいろな分野で出役していただいている方々というように聞いております。

各地域とといいますか、コミュニティでは、婦人会活動がなされているということを聞いております。

婦人会が解散されたというような情報ではございますが、なお地域では活動されていて上層部の方とのパイプがない状態であるというふうにお伺いしております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 せっかく補助金を出して、活動をしてくださいということで、援助しているんですけども、特に緑、三原登録が20名ということで、市として何かそういう活動をですね、南淡までいかななくてもある程度の活動を地域、地区なりで作っていただくような指導とかはされたことはあるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 指導というところまでにはいっておりませんが、やはりコミュニティにつきましては、町内会であったり、老人会であったり、青年団であったり、中核を担う組織ではございますので、今後、育成していく意味も持って、市としてなんらかの指導というか、活性をさせるような方向を持っていかなければならないだろうと思っております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 最近の時勢とといいますか、若い奥さん方、そういうことにあまり関心がないということも要因かもわからないのですが、古い考え方からしますと、嫁に

こちらの地域に来たときにですね、最初のつながりというのが婦人会とか、そういうことで地域とのつながりをとっていくという、最初の出発点になっているんじゃないかと思います。

いろんな生活の形態が変わってきている中で、災害時とかのそういう時の連絡、近隣の方の安否等を考えたときに婦人会とかいうのは非常に機能するんじゃないかと思います。

せっかく補助金を出しておるので、できるだけそういう活動を緑、三原においても活用していただくようなこともお願いしたいと思います。

それともう一つ、婦人会の方のお話を聞いたので、紹介だけしておきます。できるだけ職員の奥さん方も入っておられるかたもおると思うのですが、その方からも積極的にそういう活動に参加していただければなという希望をおっしゃっていました。

以上で終わります。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今の報告を聞いておりましたら、未だに地域、地域と言っているんですが、そのできるだけ、もう合併して5年も経った。そやさかいに旧緑とか旧三原とかいう表現はいつまで使うんで。

これは副市長に。

○楠 和廣委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 私どもも廃止の方向で、自治会がもうすでに昨年からそういうエリアの廃止をしていただいておりますので、各種団体も自治会に習って、そういうふうな運営をしていただきたいということをおねがね申し上げておるところでございますので、いち早く、できるだけ早く、そういうものをなくしていただきたいと思います。

特に補助金等では、そういう支部活動というようなものは認めていかないというような方向でこれからは進んでいきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 できるだけ早く指導して、実施をしていただくように要望しておきま

す。

○楠 和廣委員長 他に。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 続いて質問させていただきます。

丁度、質問しようと思ったら、松くい虫の防除の広告、チラシが入っておりまして、これは農林振興課の方が入れて、生涯学習文化振興課が慶野松原の松くい虫の方をされるので、一緒に載っています。

進捗状況を聞こうと思ったら、防除の件はよくわかったのですが、あと慶野松原の防除のメニューが7つか8つあったかと思うのですが、他のメニューの進捗等についてはどのようになっていますか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） メニューですが、地上散布、これにつきましては、チラシのとおり2回ございます。1回目が5月31日から6月2日。それから6月29日から7月1日というような地上散布がございます。

それから薬剤の樹幹注入ですが、これについては寒い時期のほうが効果があるというか、薬の入り具合もあるので、1月ごろの実施になろうかと思えます。

それから下草刈りとか、落葉の収集ですが、これについては7月か8月以降になるかと思えます。

それと松くい虫の伐倒と間伐でございますが、今年度の分については完了しております。

シロアリ駆除ですが、9月以降、海水浴が済んだ後の予定にしております。

あと、植生管理計画であるとか、林床管理といったものは6月、7月以降の予定にしております。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 慶野松原の松というのは非常に観光地としても大事ですし、と思

っておりましたら、丁度新聞に八木の並松がやっと解除になったという新聞記事を見まして、早くから松がないのに長いこと文化財に指定されていたということなんですが、これはなんで今まで解除にならなかったというようなことは、つかんでおられるんですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） この八木の並松については、大正15年かそこから指定をされて、その後、国道の拡張整備であるとか、交通量の増大等、それから台風の被害によりまして、減ってきたわけです。

一部、昭和の時代に指定の解除がされておりました。

その後、合併前ですが、申請といいますか、協議をしていたんですが、なかなか解除にならなかったというふうには聞いております。

その何故かということにつきましては、まだ私どもでは勉強が足りていませんので、なかなか国指定ですので、答申をするに当たりましていろいろな説明がいったのではないかと想像しております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 ということ、国の指定史跡名勝天然記念物という指定になっていたんですね。それが解除になったということなんですが、残るは淡路国分寺、あと今言った慶野松原ということになっておるようです。新聞によりますと。

文化的なものでちょっと引き続き質問を進めたいのですが、南淡資料館とか、西淡の社会教育センターの文化財とか、以前にも委員会でいろいろと取り上げられておったかと思えます。

その管理とか、阿万から提供いただいた屋敷の復元等については予算がないし、非常に厳しいということなんですが、22年度、今年度の予算については、私議員になる前に要求されていると思うのですが、要求はされたんですかね。復元と管理に対する予算要求。教育部として。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 予算要求の段階から私、違う課におりましたので、そこまでの引き継ぎは受けていないのですが、要求といたしましても、当然、今教育予算につきましても枠配といったことで、聖域ではございませんので、枠配の中で、各課、各部が検討していくと思います。

予算要求について、残っておる資料につきまして、財務会計システムの中では要求した形跡はございません。査定で落ちたとか、そういうような形ではないと思うのですが、枠配のなかで優先順位をいろいろ検討した結果、今のような予算になっておると思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 その枠配というのは教育部でなんぼという枠を持ってこられるんですか。

教育部の中で、これをやめてこれ入れてとかいうようなことをされるわけですよ。その中には当然入っていなかったということだと思っておりますが、これはそういう文化財に関する予算とかも考えられると思うのですが、その枠内で出来ないということは、枠を増やしてくれとかいうのは、そういう財務の方に言うんでしょうかね。そういうアクションというのは仕組みとしてできるんですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 今の委員の質問の関係では、旧北本邸のことだと思っておりますが、そのことでしょうか。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 それも含めて全体の。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 枠配分というのは、数年前から市として取り組んでおる健全化計画のことなんですが、別の事業では要望していくシステムも市の中でございます。

例えで言いますと、旧北本邸、県指定なんですが、これにつきましては、以前から再建築してくださいという指導は受けているのですが、今、教育部の考え方としましては、市の財政全般を見るときに、合併当時は要求したこともございました。ところがそういう財政状況の中から、今、要求は先ほど課長が言いましたなかでの続きなんですが、今年度には要求しておりません。

今、県の指導の状況では、今、保管をしておるのですが、そこを市の職員で年に数回、消毒などをして、管理していくというようなことで、県の担当部署の方も現地に3年前ぐらいです、来ていただいて、そんな確認もして、現在に至っているところでございます。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 財政状況はよく分かりますけども、その枠配に縛られて枠配外の特別要求という、そういうシステムもないのですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 普通建設とか、そういうものがあればですね、国の補助金等でのもの。大規模な修繕が喫緊に必要なもの。そういったものについては、枠外で財政当局と要求をさせていただいております。

基本的には、枠配というか、教育部に割り当てられて、それがまた各課に割り当てられた一般財源の中で、予算要求をしていっております。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 復元しようと思ったら大がかりな工事で費用もかかると思うのですが、保全のための費用というのは今年度、計上されておるんですかね。そこまで私は確認していないのですが。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） その賀集の歴史民俗資料館ですが、維持管理費として、地元なんかへの草刈り等は置いております。

まだ私もこの課に異動してきまして、詳細には見ておりませんが、以前の課にいたときに、その近くでこういった建物があるということで覗いたことはありますが、先ほどきっちりと保管されているということなので、現地を見てきて、今後どのような対策をとるべきであるかということにつきましては、考えていきたいというふうに思います。

○楠 和廣委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 最後に要望というか、市民感覚なんですけど、せっかくそういうのがあるということで、いきなり大がかりな、そういう復元等々については難しいとは思いますが、保全のためのその個別の予算を計上していただくような動きにしていきたいと。

執行部の方も、こういう場で我々も要望していますので、耳に入っていると思いますけども、考慮していただきたいというようなことで終わります。

○楠 和廣委員長 他に。

小島委員。

○小島 一委員 不法投棄の件でお聞きします。

実は先日、会派合同で鳥獣害の被害等を見て回って、つい先日も花博の環境フォーラムで神代の社家の鹿柵のほうへ、バスで移動しながら視察のひとつとして行かれたと思うのですが、行かれた方はよくご存じだと思うのですが、あの鹿柵の周りは産廃であり、一般廃棄物かどうかわかりませんが、非常に不法投棄であろうと思うんですけども、その現在、不法投棄の現状はどんなふうになっていますか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 平成21年度から現在までの実績なんですけど、不法投棄

は現在15件ということで、それはあとの手立てとしましては臨時職員をはじめ私たち、職員で適正に処理している。

22年度に入りまして、グリーンニューディールの事業で毎週火曜日、これはリサイクルの関係と不法投棄に4名の臨時職員で活動しております。

そしてその中心といたしましては、まず連絡の入った不法投棄の現場に行って、それぞれ適正に処理すると。あるいは時間がありましたら情報を聞きつけて現場確認と。そのような対応をしております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 以前、例えば民間のボランティアとか、郵便配達人、郵便局等をお願いして、民間の監視体制をとっておったのかなというふうに思うのですが、それは現在も続いておるんですか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 申し訳ないのですが、そのようなことは今のところ、私は承知しておりません。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 今適切に処置をされているという答弁をいただいたんですが、これやはり原因者が費用を負担して処理するというのが建前であろうかと思うのですが、実際に原因者に処理させたような事例というか、そういうような状況というのはどういうふうになっておりますか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まずその不法投棄したものが特定されればおっしゃるとおり、その原因者で処理されるべきだと考えております。

これは21年度には挙がっていないのですが、玉葱に関して、特定された場合は、その

方に持ち帰っていただいたという経験がございます。

それから不法投棄っていったら何件も一緒のところへ、本当に特定されにくいものでございまして、住所氏名等が残ってありましたら、これは必ず連絡させていただいていたというようなことでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら適切に処置というのは市の経費でゴミを処分したということですか。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） そのとおりでございます。

と申しますのは、リサイクルセンター、清掃センター等で処理できるものもあるわけなんですけど、やはり破碎するようなゴミは奥畑で、こちらのほうで依頼書を書いて処理しております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 捨てる人は産廃であれば、その分の経費を山の中へ捨てて、その分もうけると。方や市の経費で処理するというのは、市民全員で負担しているということになるので、できるだけこの分を、やはりやり得ということがないような監視体制をとっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。答弁あればどうぞ。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 努力いたしまして、監視体制を強化したいと思います。

○楠 和廣委員長 他にございませんか。

なければこれにて文教厚生常任委員会の所管事務調査の審査を終わります。

報告事項。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 一点、ご報告申し上げます。

グループホーム慶野松原の事業者指定申請に関し、南あわじ市が協議を一方的に打ち切ったことにより、損害を受けたとして、平成20年11月株式会社タカラクリエイトが南あわじ市に対して国家賠償法に基づき損害賠償を求めた裁判で、去る4月21日、神戸地方裁判所において、原告の請求を棄却するという、南あわじ市勝訴の判決を言い渡され、原告が控訴しなかったため、このほど判決が確定いたしました。

市の主張が認められ、妥当な判決であったと受け止めております。

○楠 和廣委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 去る5月25日、全島一斉清掃推進協議会が開催されました。そのなかで、本年度7月の全島一斉清掃の日程が7月4日（日）となっております。

それでゴミ袋、通知文書につきましては、ただ今、各自治会長さんのほうに連絡しております。

以上です。

○楠 和廣委員長 健康課長。

○健康課長（中濱素三子） 昨年5月16日に兵庫県で発生しました、H1N1のA型の新型インフルエンザの件ですが、本年に入り、沈静化しておりましたが、兵庫県もこのまま沈静化するであろうということで、2日前、5月25日に知事を本部長とする兵庫県新型インフルエンザ対策本部を廃止しました。

それを受けまして、ここ南あわじ市におきましても、5月31日の部次長会において、昨年5月18日より立ち上げておりました南あわじ市新型インフルエンザ対策本部を解散するよう準備しております。

議員の皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。

○楠 和廣委員長 他にございませんか。

なければ、久米副委員長より閉会のあいさつをお願いします。

○久米啓右副委員長 本日は各委員の質問に丁寧に答弁いただき、どうもありがとうございました。

これをもって文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前11時43分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 5月27日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣